

「五所川原市災害時要援護者避難支援計画（案）」についての意見募集結果について

「五所川原市災害時要援護者避難支援計画（案）」についての意見募集に対し、貴重なご意見をいただき、誠に、ありがとうございました。

いただいた意見の概要とそれに対する市の考え方は下記のとおりです。

記

1 意見募集期間

平成24年3月15日から平成24年4月16日まで

2 募集方法

市のホームページに掲載したほか、福祉部保護福祉課、本庁舎及び各総合支所行政資料スペースに備え付けました。

意見提出は、郵送、電子メール、FAXのいずれかの方法によることとし、提出言語は日本語としました。

意見提出にあたっては、提出者の氏名・住所（法人等の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先）の明記を条件としました。

3 提出された意見

2人の方から延べ10件の意見をいただきました。その反映状況は次のとおりです。

文章修正等	記述済み	実施段階検討	反映困難	その他	合計
1件	2件	1件	2件	5件	10件

「文章修正等」・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。

「記述済み」・・・既に記述済みのもの。

「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。

「反映困難」・・・反映が困難なもの。

「その他」・・・質問や感想。施策の体系外への意見。

意見の内容とそれに対する市の考え方及び意見を考慮した結果決定した案は、次のとおりです。

(提出された意見の内容とそれに対する市の考え方)

No.	頁	提出された意見	市の考え方
1	1	発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化されたこともあり、対象者として新たに「発達障害者等」を入れるべきである。	本計画では、災害時に対応できる範囲を考慮して、要援護者の対象をなるべく重度の要介護者や障害をもつ人とし、優先的に援護する方の対象範囲を想定しました。 発達障害者の方についても、障害等の状況により、第1章2に列記された項目に該当することになります。
2	1	要支援者として知的障害者（愛護手帳B）が対象者とならないのはなぜか。	No.1のとおりです。

3	1	第1章2(9)カッコ書き中、昼間など、一定の時間において家族の支援を受けられるのが困難な者を困難な者等とし対象者の範囲を広げるべきである。	想定外の対象者に配慮するため『・・・困難な者』を『・・・ <u>困難な者等</u> 』に加筆訂正します。
4	6 8	福祉避難所を早急に確保してほしい。また、一般避難所に福祉避難スペース(別部屋)設置してほしい。また、一般避難所のバリアフリー化についても今後計画的に推進してほしい。	福祉避難所については、市内の福祉施設と協議し、早期に協定を締結してまいります。 また、一般避難所への福祉避難スペースの設置及びバリアフリー化については、第3章3(1)のとおり、関係機関と協議しながら要援護者に配慮した避難所の整備に努めていきます。
5	7	3. 1 1 東日本大震災時に市広報車が町内を回ったが、一般の人でも何を叫んでいるのか聞き取れず、ましてや聴覚障害は全く聞こえなかった。また、停電によりTVやインターネットや電話も使用できなくなった。 要援護者は個別の事情を抱えているため、一般の人より情報入手が困難である。要援護者への災害時の情報伝達については、過去の災害の体験者等の経験を基に研究検討し、実効のある情報伝達の方法を具体化すべきである。	本計画第2章5及び五所川原市地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)において、要援護者に対する情報伝達の体制整備について記述しておりますが、体制整備づくりにあたっては、ご指摘のとおり、過去の災害に遭われた方々の経験は重要であると認識しております。また、情報伝達のツールについては、日々技術が進歩しております。これらを踏まえ、情報伝達のあり方を検討し、体制整備づくりに努めてまいります。
6	7	要援護者のニーズを的確に把握し、実効性のある支援につなげるため、各避難所に複数のコーディネーターを配置してほしい。	地域防災計画では、避難所においては市民班が医療班及び健康班と連携し運営管理することとしております。しかしながら、災害の規模によっては、人員の確保が困難となる場合が想定されます。そのため、地域防災計画では、防災に携わる職員及び住民に対する防災教育及び防災思想の普及の推進に努めているところです。
7		本計画が実効性を持つために、それぞれの要援護者の態様に応じたマニュアルを検討・作成し、かつ、避難訓練を実施し、要援護者を参加させていく努力が行政に求められると考える。	災害時に的確な支援ができるよう、要援護者として登録する際には、対象者の個別の状況を把握し、その情報を市及び地域の支援者等と情報を共有していきます。避難訓練についても、より実効性のある訓練にできるよう関係機関と協議・検討していきます。
8	序 章	国が平成17年3月にまとめたガイドラインで求められた計画が7年間放置された理由は为什么呢。全体計画、名簿整備、個別計画策定のいずれをとっても、県内他市の取り組みから大きく遅れています。そこで■「は	当市での、要援護者の対策については、「民生委員制度創設90周年記念事業 民生委員・児童委員発災害時一人も見逃さない運動」により平成19年度より民生委員の方々が担当地区の高齢者を中心に、同意方式で行って

		<p>じめに」で、遅れた理由と現在の名簿整備状況を、率直に記してください。</p>	<p>きました。</p> <p>本計画の策定が遅れた理由については、本計画を実施する上での準備段階である、個人情報提供における関係機関との調整及び名簿整備体制の構築に時間を要してきたことに因ります。</p> <p>しかしながら、平成24年度より要援護者支援システムが導入され、名簿整備及び個別計画に係る支援体制が整ったことから、全体計画を策定する運びとなりました。</p> <p>また、名簿の整備状況につきましては、高齢・障害・介護の対象者データ及び民生委員の方々の集めた情報を入力しております。今後は、手上げ方式、同意方式と関係機関共有方式との組合せにより名簿整備し、個別計画を作成していくよう努めてまいります。</p> <p>なお、本件の序章への追加記載につきましては、ご要望に添えませんので、ご了承ください。</p>
9	5	<p>「情報管理の徹底」平常時の消防署における名簿管理について。緊急時の活動は実際問題として消防署関係の業務に集中すると思えます。しかも一分一刻を争います。そこで要援護者情報を消防署の指令システムに入力し、救急出動を含む災害発生時に出動隊に対する支援情報として活用する準備とともに「消防署における名簿管理」を行っていただければ、実効性の高い避難支援となると思えます。こうした取り組みは既に長野市で行われています。</p>	<p>要援護者支援システム等の活用により、今後、消防署とも要援護者情報の共有化を図ってまいります。</p>
10	6	<p>冒頭、「要援護者個別の具体的な対応が必要であり、特性に配慮した支援体制が重要となります。」と記されています。しかし、続いて述べられているのは、福祉避難所のみとなっています。それも大切ですが、まず要援護者、とりわけ障害者の障害の態様に応じた防災・避難マニュアルを市が作ることから始めるべきです。マニュアルには非常時持ち出し品リストや、情報伝達（これのみ5-(2)で記載されている）、避難誘導、避難所における配慮などを盛り込むべきです。そこで■6を</p>	<p>要援護者の態様に応じたマニュアルの作成については、今後、個別計画を作成する上で検討してまいります。</p> <p>避難誘導及び避難所における配慮については、第3章2及び3で記述されておりますが、円滑に実施するためには、平常時において、避難路及び避難所の整備並びに避難訓練等を実施していくことが必要ですので、関係機関と協議してまいります。</p>

	前段と後段に分割して、前段では上記に記した内容での「障害の態様に応じた防災・避難マニュアルを作ります」としてください。後段では福祉避難所についてそのまま記載し7としてください。	
--	--	--

担当	五所川原市福祉部保護福祉課
電子メール	hogo@city.goshogawara.lg.jp
電話	0173-35-2111
FAX	0173-35-9901